

児童手当制度改正 申請手続き要否確認フロー

高萩市子育て支援課から児童手当・特例給付を受給している

はい

高校生年代のお子さんがいますか。

はい

※算定児童とは、支給対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。(改正前は高校生年代が対象)

高校生年代のお子さんは、算定児童(※)として高萩市に登録されていますか。

はい

H14.4.2生～H18.4.1生までの兄妹を含めて3人以上のお子さんがいますか。

いいえ

手続き不要

H14.4.2生～H18.4.1生までの兄妹を含めて3人以上のお子さんがいますか。

いいえ

「額改定請求書」を提出してください。

はい

「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

2人以上でお子さんを養育している場合、所得が高い方の職業は公務員ですか。

はい

勤務先に確認してください。

いいえ

所得が高い方は高萩市に住民登録がありますか。

はい

H14.4.2生～H18.4.1生までの兄妹を含めて3人以上のお子さんがいますか。

はい

「認定請求書」「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

所得の高い方の住民登録地にお問合せください。

いいえ

「認定請求書」を提出してください。

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、18歳年度末～22歳年度末までのお子さんの生計費などの経済的負担が生じている場合に限り必要となります。

※申請者の住民登録が高萩市にあり、他市町村に別居する対象児童分の手当を受給する場合は、「別居監護申立書」を提出してください。